

千葉県告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項、及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第85条、及び第115条の10の規定により告示します。

令和5年3月15日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社リハテ ン	訪問看護リハビリ テーションはる	千葉県稲毛区小仲台 8-9-13 能勢ビル1階	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 2月19日
株式会社リハテ ン	はるケアマネ事務所	千葉県稲毛区小仲台 8-9-13 能勢ビル1階	居宅介護支援	令和5年 2月19日
プロGRESS株式 会社	ひまわりケアサービ ス	千葉県中央区都町7- 11-3	訪問介護	令和5年 2月28日
福乃家株式会社	佳ケアサービス	千葉県稲毛区宮野木 町1752-165 第二能 登荘102	訪問介護	令和5年 2月28日